

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第117期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 片山 幹雄

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経理本部長 野村 勝明

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷八幡町8番地
(シャープ株式会社 東京市ヶ谷ビル)

【電話番号】 (03)3260 1161(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部IR室副参事 松本 泰法

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

シャープ株式会社東京支社
(千葉県美浜区中瀬一丁目9番地の2)

(注) 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第117期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第116期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	598,293	741,601	2,755,948
経常利益又は経常損失() (百万円)	30,199	20,021	30,995
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	25,203	10,687	4,397
純資産額 (百万円)	1,034,206	1,042,894	1,065,860
総資産額 (百万円)	2,742,130	2,864,815	2,836,255
1株当たり純資産額 (円)	930.46	928.46	949.19
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (円)	22.90	9.71	4.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	9.07	3.78
自己資本比率 (%)	37.3	35.7	36.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,332	4,518	303,564
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74,505	80,261	253,805
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	49,492	48,923	35,441
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	287,898	287,599	328,125
従業員数 (人)	55,044	54,615	53,999

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 第116期第1四半期連結累計(会計)期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の重要な関係会社となった。

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(連結子会社) ソシエテ・フランセーズ ・デキップモン・ビュー ロティック・エス・ア・ エス	フランス トゥールーズ	千ユーロ 3,506	事務機製品の 販売及びアフ ターサービス	(%) 100.0 (100.0)	フランスにおけ る当社製品の販 売及びアフター サービス			有
シャープ・リーシング・ ユーエスエー・コープ	アメリカ ニュー ジャージー	千米ドル 5,000	事務機製品の リース	100.0 (100.0)	当社製品のリー ス			

(注) 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数である。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	54,615
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数である。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	22,541
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エレクトロニクス機器	502,460	-
電子部品	283,565	-
合計	786,025	-

- (注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。
 2 上記の金額には、外注製品仕入高等を含んでいる。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当社グループは原則として見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
エレクトロニクス機器	480,350	-
電子部品	261,251	-
合計	741,601	-

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策の効果やアジア諸国の経済成長等に支えられ、着実な持ち直しの動きが見られたものの、高水準の失業率や円高の進行等もあり、依然として厳しい状況が続いた。また海外経済は、米国の緩やかな景気回復や中国の堅調な景気拡大が進む一方、欧州における金融不安の高まり等により、不透明感の強い状況が続いた。

こうした中、当社グループでは、独自技術を核としたオンリーワン特長商品の創出を図るとともに、グリーン社会の実現に、より積極的に貢献すべく「エコ・ポジティブカンパニー」の企業ビジョンのもと、省エネ・創エネ商品の創出と事業拡大に努めた。

エレクトロニクス機器では、当社独自の「UV²A技術」と「4原色技術」の融合により誕生した液晶カラーテレビ「AQUOSクアトロン」の欧米地域での先行販売を開始するとともに、3D対応の「AQUOSクアトロン3D」を発表した。携帯電話においては、従来型に加えてオープンOSを搭載した商品を市場投入し、健康・環境機器では、「プラズマクラスター」搭載の大型冷蔵庫のラインアップ拡充を図った。また、情報機器については、当社独自技術により大幅な狭額縁化を実現したマルチディスプレイシステムを発表し、超大型ディスプレイ市場の拡大に取り組んだ。

一方、電子部品では、テレビ用大型液晶パネルの旺盛な需要に応えるため、「グリーンフロント堺」の液晶パネル工場のマザーガラス投入能力を稼働開始時の月36,000枚から7月には月72,000枚へ引き上げることを決定し、増産に向けて準備を進めた。また、液晶カラーテレビのLEDバックライトやLED照明向けに需要が急速に拡大している青色LEDチップについては、2010年1月より生産を開始している三原工場に加え、福山工場での量産を2010年内に開始することを決定した。太陽電池では、「グリーンフロント堺」における太陽電池工場の生産を2010年3月より稼働しており、今後の事業拡大に向けた生産体制の構築に努めた。

こうした結果、当第1四半期連結会計期間では、売上高が741,601百万円(前年同四半期比124.0%)、利益については、前年同期の赤字から、営業利益は22,524百万円(前年同四半期は26,065百万円の営業損失)、経常利益は20,021百万円(前年同四半期は30,199百万円の経常損失)、四半期純利益は10,687百万円(前年同四半期は25,203百万円の四半期純損失)と大幅な利益改善を図ることができた。

セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

エレクトロニクス機器

液晶カラーテレビ並びに携帯電話の販売が伸長した。また、冷蔵庫やエアコン並びにLED照明等の健康・環境機器の販売が好調に推移した。

この結果、売上高は480,446百万円、セグメント利益は22,365百万円となった。

電子部品

テレビ用大型液晶パネルは、需要が堅調に推移したことに加え、昨年10月に「グリーンフロント堺」の液晶パネル工場の稼働を開始したことなどにより、売上が大幅に増加した。太陽電池は、住宅向け補助金制度を拡充した国内向けの販売が好調に推移したことに加え、海外向けの販売も伸長した。

この結果、売上高は392,346百万円、セグメント利益は6,387百万円となった。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態については、資産合計が、事業規模の拡大に伴うたな卸資産や有形固定資産の増加等により、前連結会計年度末に比べ、28,560百万円増加の2,864,815百万円となった。負債合計は、コマーシャル・ペーパーや短期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べ51,526百万円増加し、1,821,921百万円となった。純資産合計は、為替換算調整勘定の減少等により、前連結会計年度末に比べ22,966百万円減の1,042,894百万円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動及び投資活動による支出の合計が財務活動による収入を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ40,526百万円(12.4%)減少し、当第1四半期連結会計期間末には287,599百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動による資金の支出は、4,518百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ186百万円(4.3%)増加した。これは、前第1四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純損失40,421百万円が当第1四半期連結会計期間では税金等調整前四半期純利益19,411百万円に転じたものの、たな卸資産の増加額が79,534百万円増加したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動による資金の支出は、80,261百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ5,756百万円(7.7%)増加した。これは、前第1四半期連結会計期間に比べて、定期預金の預入による支出が19,522百万円減少したものの、有形固定資産の取得による支出が25,413百万円増加したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動による資金の収入は、48,923百万円であり、前第1四半期連結会計期間に比べ569百万円(1.1%)減少した。これは、短期借入金の純増減額が前第1四半期連結会計期間の20,328百万円の減少から当第1四半期連結会計期間は47,383百万円の増加に転じたものの、コマーシャル・ペーパーの増加額が36,110百万円減少し、社債の償還による支出が30,475百万円増加したことなどによるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ないで行われる株式の買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、買付行為の内容や買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものなど、不適切なものもあり得る。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となるが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあり、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することも欠かすことができない。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となる。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主において判断されるべきものであると考えているが、上記のような不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えている。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、に記載するもののほか、以下の取り組みを行っている。

1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条のもと、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきた。

今後も当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。

こうした考えのもと、当社グループは、当社のめざすべき企業ビジョンを「エコ・ポジティブカンパニー」とし、環境への貢献とエレクトロニクスを通じた経済活動との両立をめざす企業風土を醸成していく。

また、中期的な事業ビジョンとして、「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する」と、「オンリーワン液晶ディスプレイでユビキタス社会に貢献する」の2つを定め、積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めている。

これら企業ビジョン・事業ビジョンの実現をめざし、企業を取り巻く環境が激しく変化する状況の中にあっても、いたずらに規模のみを追わず、誠意と独自の技術をもって、世界に貢献する企業として存続するため、事業経営の基本的な視点として、オンリーワンを旨とするモノづくり、収益を重視した高いコスト意識、適正な経費・在庫・投資管理に基づく強固な経営体質づくりを徹底し、収益性と安定性に優れた企業体質を構築することに努めている。

さらに、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって業務を遂行することの重要性を十分認識して事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進している。

2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めていく。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みを、次のとおりとする。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次に掲げる買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」という。)を設定し、これらの買付行為を行うおとする者に対して大量買付ルールの遵守を求め、これを遵守しない場合など、一定の場合において、相当と認められる対応を行うこと。

- ・当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為
- ・結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為
(以下では、これらの買付行為を「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」という。また、1. から4. に記載する当社株式の大量買付行為に関する対応プランを「本プラン」という。)

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、又は当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。)を行う者及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)を意味する。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われる場合、これに応じるか否かについては、最終的には当社株主において判断されるべきものであると考えているが、株主が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から以下のような事項について必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えている。

- ・大量買付行為が当社グループに与える影響や大量買付者が考える当社グループの経営方針、事業計画の内容
- ・顧客、取引先、従業員等の当社グループのステークホルダーへの影響
- ・当社取締役会の当該大量買付行為に対する意見や代替案など

このため、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えている。

2. 大量買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、(1)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大量買付行為を開始する、というものである。具体的には以下のとおりである。

(1) 大量買付情報の提供

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合は、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面(以下、「大量買付ルール遵守表明書」という。)を提出していただく。

当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後10営業日以内に、株主の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報(以下、「大量買付情報」という。)のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととする。

大量買付情報の内容を以下に例示しているが、これらに限定されるものではない。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含む。)
- (b) 買付目的、方法及び内容(買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含む。)
- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要(具体的名称、資本構成等を含む。)
- (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
- (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー(顧客、取引先、従業員、地域社会等)の処遇の変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、当初提供された情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで追加の情報提供を求める。

当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合及び大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合、適時適切な方法によりその旨を開示する。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報について、当社株主の判断のために必要であると認める事項を、一般的に適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示する。

(2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大量買付情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として与えられるものとし、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後のみ開始されるものとする。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、3.に定める特別委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重に取りまとめる。また、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉する。

3. 特別委員会の設置

当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。

当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、4. に定める対抗措置の取り扱いを最終決定する。

なお、特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は 1 特別委員会の概要のとおりである。

4. 対抗措置の取り扱い

- (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとする。

- (2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守せずに買付行為を開始した場合又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがある。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択する。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は 2 新株予約権の概要に記載のとおりとする。

なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがある。このほか、発行時の状況により、2 新株予約権の概要に定める条件と異なる条件を定める場合がある。

- (3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合でも、以下のような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断する。

当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。

当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。

その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

当社取締役会は、上記と判断される大量買付行為が開始された場合には、(2)と同様の対抗措置を発動することがある。

- (4) 対抗措置発動の中止について

対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止める。

・本プランが株主及び投資家に与える影響等

1．本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われないので、株主及び投資家の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはない。

2．対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主及び投資家に適時適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主及び投資家に不利益を与えないよう十分に配慮する。

但し、第4.(4)に記載のとおり、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取り止めることがある。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じないので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある。

3．対抗措置発動に伴って株主に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、その手続等について適時適切な方法によりお知らせする。

・本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランは、第4.に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

1．本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記している。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記している。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえる。

2．本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)及び東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた買収防衛策導入時の遵守事項(開示の充分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)に沿って設計され、当社株主が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化している。これにより、当社株主及び投資家は適切な投資判断を行うことができるので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考える。

さらに、本プランの発効・継続が当社株主の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われる。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の承認を要する。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしている。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれている。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えている。

. その他

1. 本プランの継続決定に至る経緯

本プランは、平成22年4月27日開催の当社取締役会において、平成22年6月23日開催の当社第116期定時株主総会における承認を条件として、従前のものを見直した上で継続することを決定し、当該定時株主総会において承認され、継続した。

2. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成22年6月23日開催の当社第116期定時株主総会終結時から平成23年6月30日までに開催される第117期定時株主総会終結の時までとする。但し、第117期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができる。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直すことがある。当社は、本プランが継続、廃止又は変更された場合には速やかに開示する。

1 特別委員会の概要

(1) 特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員(以下、「委員」という。)は3名以上とし、当社及び当社の業務を執行する取締役から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から取締役会が選任する。
- ・ 委員の任期は1年間とする。但し、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・ 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

対抗措置の発動の可否

取締役会が予定する対抗措置の当否

対抗措置の中止の要否

前三号に準じる重要な事項

その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項

- ・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

(2) 特別委員会委員

矢嶋 英敏	株式会社島津製作所相談役
加護野 忠男	神戸大学大学院経営学研究科教授
伊藤 邦雄	当社社外取締役
中門 弘	当社社外監査役
夏住 要一郎	当社社外監査役

2 新株予約権の概要

(1) 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

(4) 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。なお、上記(4)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

(7) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ(当社及び連結子会社)全体の研究開発費は45,487百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社グループ(当社及び連結子会社)は、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の新設、除却等の計画は、セグメントごとの数値を開示する方法によっている。

前連結会計年度末において実施中又は計画中であった重要な設備の新設、拡充等のうち、当第1四半期連結会計期間において完了したものは次のとおりである。

(単位：百万円)

セグメントの名称	金額	完了年月	主な目的
エレクトロニクス機器	6,823	平成22年6月	栃木工場、広島工場、八尾工場、奈良工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充
電子部品	84,501	平成22年6月	福山工場、三重工場、亀山工場、大阪府堺市の液晶・太陽電池工場等における製造及び研究開発諸設備の新設、増強、合理化並びに拡充
全社(共通)	1,622	平成22年6月	基盤技術研究所等における研究開発設備の拡充及び本社、東京支社等の管理・販売並びに流通部門における設備の拡充
合計	92,946		

- (注) 1 賃貸営業用資産を含む。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
 3 全社(共通)は、各報告セグメントに配分していない設備投資の完了実績である。

当第1四半期連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,110,699,887	1,110,699,887	東京(市場第一部)、 大阪(市場第一部)、 名古屋(市場第一部)、 福岡、札幌	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式。単元株式数は1,000 株である。
計	1,110,699,887	1,110,699,887	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を平成18年10月17日に発行している。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	199,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～ 平成25年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)3 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権付社債の残高(百万円)	202,318

(注)1 行使請求に係る本社債の合計額を下記転換価額(ただし、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、第1四半期会計期間末現在79,018,964株である。

- 2 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、第1四半期会計期間末現在金2,531円である。
 なお、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合において当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式に対する普通株式の無償割当て、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付をする場合等にも、転換価額を調整する。

- 3 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、各社債権者が行使請求のために提出した本社債の発行価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除して得られる金額となる。
 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- 5 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）には、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の1)乃至5)に定める株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとし、その条件は本(注)5 に定める。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。
- 1) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - 2) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - 3) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - 4) 株式交換 株式交換完全親株式会社
 - 5) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- 1) 新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - 2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - 3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の払込金額の合計額を次の4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 4) 転換価額
転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
 - 5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債の全部を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 - 6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日（当社が、本新株予約権の行使を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告することで、本新株予約権の行使を停止する場合には、当該組織再編成行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
 - 7) その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
 - 8) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	-	1,110,699	-	204,675	-	261,415

(6) 【大株主の状況】

アライアンス・バーンスタイン株式会社及び共同保有者2社から、平成22年7月5日付にて各社が連名で提出した大量保有報告書の写しが当社に送付され、同報告書において平成22年6月30日現在下記のとおり各社共同で58,367千株の当社株式を保有している旨報告されているが、当社として当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	49,440	4.45
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	3,411	0.31
アライアンス・バーンスタイン株式会社	5,516	0.50
計	58,367	5.26

なお、平成22年8月2日付にて各社が連名で提出した大量保有報告書(変更報告書)の写しが当社に送付され、同報告書において平成22年7月30日現在下記のとおり各社共同で77,906千株の当社株式を保有している旨報告されている。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	68,227	6.14
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	3,126	0.28
アライアンス・バーンスタイン株式会社	6,553	0.59
計	77,906	7.01

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,285,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 75,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,095,284,000	1,095,284	同上
単元未満株式	普通株式 5,055,887	-	同上
発行済株式総数	1,110,699,887	-	-
総株主の議決権	-	1,095,284	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が8個含まれている。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が175株含まれている。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シャープ株式会社	大阪市阿倍野区長池町 22番22号	10,285,000	0	10,285,000	0.93
(相互保有株式) カンタツ株式会社	栃木県矢板市片岡 1150番地23	65,000	0	65,000	0.01
シャープタカヤ電子 工業株式会社	岡山県浅口郡里庄町 大字里見3121番地の1	10,000	0	10,000	0.00
計	-	10,360,000	0	10,360,000	0.93

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	1,260	1,198	1,029
最低(円)	1,163	955	912

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部による。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、有限責任あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更している。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	288,304	348,414
受取手形及び売掛金	393,939	439,877
たな卸資産	¹ 480,070	¹ 411,263
その他	271,637	222,978
貸倒引当金	4,054	4,997
流動資産合計	1,429,896	1,417,535
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	836,402	795,380
機械装置及び運搬具	1,618,118	1,608,673
工具、器具及び備品	386,552	382,537
その他	173,694	176,948
減価償却累計額	1,958,626	1,935,934
有形固定資産合計	1,056,140	1,027,604
無形固定資産	74,976	76,131
投資その他の資産	² 299,730	² 310,632
固定資産合計	1,430,846	1,414,367
繰延資産	4,073	4,353
資産合計	2,864,815	2,836,255
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	584,367	554,368
短期借入金	124,123	97,886
1年内償還予定の社債	0	30,698
コマーシャル・ペーパー	208,476	165,755
賞与引当金	15,084	28,281
その他の引当金	14,429	14,844
その他	310,485	332,074
流動負債合計	1,256,964	1,223,906
固定負債		
社債	225,057	225,057
新株予約権付社債	202,318	202,497
長期借入金	88,967	72,560
引当金	5,434	5,633
その他	43,181	40,742
固定負債合計	564,957	546,489
負債合計	1,821,921	1,770,395

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	204,676	204,676
資本剰余金	268,534	268,534
利益剰余金	649,026	649,795
自己株式	13,821	13,805
株主資本合計	1,108,415	1,109,200
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,254	7,372
繰延ヘッジ損益	268	218
為替換算調整勘定	92,264	72,283
評価・換算差額等合計	86,742	64,693
少数株主持分	21,221	21,353
純資産合計	1,042,894	1,065,860
負債純資産合計	2,864,815	2,836,255

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	598,293	741,601
売上原価	511,679	603,205
売上総利益	86,614	138,396
販売費及び一般管理費	₁ 112,679	₁ 115,872
営業利益又は営業損失()	26,065	22,524
営業外収益		
受取利息	551	454
固定資産賃貸料	3,086	3,098
その他	3,136	5,765
営業外収益合計	6,773	9,317
営業外費用		
支払利息	1,532	1,791
コマーシャル・ペーパー利息	323	61
固定資産賃貸費用	-	2,393
為替差損	2,272	0
その他	6,780	7,575
営業外費用合計	10,907	11,820
経常利益又は経常損失()	30,199	20,021
特別利益		
固定資産売却益	16	50
特別利益合計	16	50
特別損失		
固定資産除売却損	553	660
事業構造改革費用	₂ 9,685	0
特別損失合計	10,238	660
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	40,421	19,411
法人税、住民税及び事業税	2,801	2,684
法人税等調整額	18,378	5,403
法人税等合計	15,577	8,087
少数株主損益調整前四半期純利益	-	11,324
少数株主利益	359	637
四半期純利益又は四半期純損失()	25,203	10,687

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	40,421	19,411
減価償却費	66,620	64,869
受取利息及び受取配当金	1,627	1,275
支払利息及びコマーシャル・ペーパー利息	1,855	1,852
固定資産除売却損	553	660
売上債権の増減額(は増加)	23,563	26,124
たな卸資産の増減額(は増加)	637	80,171
仕入債務の増減額(は減少)	4,167	52,678
その他	2,635	77,889
小計	1,248	6,259
利息及び配当金の受取額	1,823	1,626
利息の支払額	1,700	1,393
法人税等の支払額	5,703	11,010
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,332	4,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	19,526	4
定期預金の払戻による収入	19,581	19,526
有形固定資産の取得による支出	67,644	93,057
有形固定資産の売却による収入	200	923
貸付けによる支出	96,918	-
貸付金の回収による収入	96,981	-
その他	7,179	7,649
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,505	80,261
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20,328	47,383
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	79,091	42,981
長期借入れによる収入	8	17,726
長期借入金の返済による支出	119	17,890
社債の償還による支出	2,491	32,966
自己株式の取得による支出	21	17
配当金の支払額	6,509	8,966
その他	139	672
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,492	48,923
現金及び現金同等物に係る換算差額	682	4,746
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	30,027	40,602
現金及び現金同等物の期首残高	317,358	328,125
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	228	76
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	339	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	287,898	287,599

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	連結子会社は59社である。 シャープ・リーシング・ユーエスエー・コープについては、当第1四半期連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めている。また、前連結会計年度まで非連結子会社であったソシエテ・フランセーズ・デキップモン・ビューロティック・エス・ア・エスを、当第1四半期連結会計期間より、重要性の観点から連結の範囲に含めている。
2 持分法の適用に関する事項の変更	非連結子会社1社及び関連会社20社に対する投資について持分法を適用している。 関西リサイクルシステムズ(株)を、当第1四半期連結会計期間より、重要性の観点から持分法適用会社に加えている。
3 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日公表分 企業会計基準第16号)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 実務対応報告第24号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。 これによる損益に与える影響は軽微である。 (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書) 1 「固定資産賃貸費用」に関する表示	前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「固定資産賃貸費用」は、その金額が営業外費用の総額の100分の20を超えたため、区分掲記することとした。なお、前第1四半期連結累計期間の金額は、2,039百万円である。
2 「少数株主損益調整前四半期純利益」に関する表示	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第22号)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 1 「貸付けによる支出」に関する表示	前第1四半期連結累計期間において区分掲記していた「貸付けによる支出」(当第1四半期連結累計期間31百万円)は、重要性が低くなったため、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとした。
2 「貸付金の回収による収入」に関する表示	前第1四半期連結累計期間において区分掲記していた「貸付金の回収による収入」(当第1四半期連結累計期間29百万円)は、重要性が低くなったため、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとした。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し前連結会計年度に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定している。
2 原価差異の配賦方法	予定原価を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異のたな卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施している。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している場合に、連結会計年度に係る減価償却費を期間按分して算定している。
4 法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除を重要なものに限定している。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">202,211</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">198,518</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">79,341</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">480,070</td> </tr> </table>	製品	202,211	仕掛品	198,518	原材料及び貯蔵品	79,341	合計	480,070	<p>1 たな卸資産の内訳は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">164,670</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">170,091</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">76,502</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">411,263</td> </tr> </table>	製品	164,670	仕掛品	170,091	原材料及び貯蔵品	76,502	合計	411,263				
製品	202,211																				
仕掛品	198,518																				
原材料及び貯蔵品	79,341																				
合計	480,070																				
製品	164,670																				
仕掛品	170,091																				
原材料及び貯蔵品	76,502																				
合計	411,263																				
<p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">655</td> </tr> </table>	投資その他の資産	655	<p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">726</td> </tr> </table>	投資その他の資産	726																
投資その他の資産	655																				
投資その他の資産	726																				
<p>3 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員住宅資金借入に対する保証</td> <td style="text-align: right;">28,911</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">銀行借入に対する保証</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">関西リサイクルシステムズ(株)</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小計</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">28,986</td> </tr> </table>	従業員住宅資金借入に対する保証	28,911	銀行借入に対する保証		関西リサイクルシステムズ(株)	75	小計	75	合計	28,986	<p>3 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員住宅資金借入に対する保証</td> <td style="text-align: right;">29,181</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">銀行借入に対する保証</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">関西リサイクルシステムズ(株)</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小計</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">29,281</td> </tr> </table>	従業員住宅資金借入に対する保証	29,181	銀行借入に対する保証		関西リサイクルシステムズ(株)	100	小計	100	合計	29,281
従業員住宅資金借入に対する保証	28,911																				
銀行借入に対する保証																					
関西リサイクルシステムズ(株)	75																				
小計	75																				
合計	28,986																				
従業員住宅資金借入に対する保証	29,181																				
銀行借入に対する保証																					
関西リサイクルシステムズ(株)	100																				
小計	100																				
合計	29,281																				
<p>4 その他</p> <p>TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米・欧州において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。</p> <p>なお、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたが、審判開始請求を行い審判手続きが係属中である。</p>	<p>4 その他</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：百万円)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間 末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末 残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 307,480	現金及び預金勘定 288,304
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 19,582	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 705
現金及び現金同等物 287,898	現金及び現金同等物 287,599

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,110,699千株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,299千株

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年10月17日発行)に付された新株予約権	普通株式	79,018,964	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、当第1四半期連結会計期間末における転換価額で算出される最大整数である。

2 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	11,004百万円	10円	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)				
	エレクトロ ニクス機器 (百万円)	電子部品等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	431,862	166,431	598,293	-	598,293
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,316	104,806	110,122	(110,122)	-
計	437,178	271,237	708,415	(110,122)	598,293
営業損失()	8,629	18,584	27,213	1,148	26,065

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法

事業区分は、製品の製造及び販売方法の共通性により区分している。

(2) 各区分に属する主要な製品の名称

事業区分	主要製品名
エレクトロニクス機器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー、モバイルコミュニケーション端末、携帯電話機、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン、洗濯機、空気清浄機、パーソナルコンピュータ、電子辞書、電卓、ファクシミリ、液晶カラーモニター、デジタル複合機等の電子・電気機器
電子部品等	TFT液晶ディスプレイモジュール、 デューティー液晶ディスプレイモジュール、 システム液晶ディスプレイモジュール、結晶太陽電池、薄膜太陽電池、 CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、複合メモリ、 衛星放送用部品、高周波モジュール、半導体レーザ、LED、 光ピックアップ、光センサ、光通信用部品等の電子部品

- 2 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。これによる損益に与える影響はない。

【所在地別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	384,800	72,458	70,749	40,343	29,943	598,293	-	598,293
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	131,752	1,489	618	79,997	39,287	253,143	(253,143)	-
計	516,552	73,947	71,367	120,340	69,230	851,436	(253,143)	598,293
営業利益又は営業損失()	30,830	2,021	62	1,496	1,286	30,131	4,066	26,065

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州.....米国、カナダ
 (2) 欧州.....ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スウェーデン
 (3) その他.....アジア、大洋州、中近東
 3 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。これによる損益に与える影響はない。

【海外売上高】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)				
	米州	欧州	中国	その他	計
海外売上高(百万円)	84,152	75,657	71,222	46,430	277,461
連結売上高(百万円)					598,293
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.1	12.6	11.9	7.8	46.4

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。
 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 3 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州.....米国、カナダ、中南米
 (2) 欧州.....ドイツ、イタリア、イギリス、フランス、スウェーデン
 (3) その他.....アジア、大洋州、中近東、アフリカ

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、製品の製造及び販売方法の共通性に基づき、「エレクトロニクス機器」事業並びに「電子部品」事業の2つを報告セグメントとしている。

「エレクトロニクス機器」事業は、主に、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器等の最終製品を生産・販売し、「電子部品」事業は、他社並びに当社の「エレクトロニクス機器」事業部門に向けて、電子部品の製造・販売または供給を行っている。

各事業の主要な製品は次のとおりである。

事業区分	主要製品名
エレクトロニクス機器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー、携帯電話機、モバイルコミュニケーション端末、電子辞書、ファクシミリ、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、プラズマクラスターイオン発生機、デジタル複合機等の電子・電気機器
電子部品	TFT液晶ディスプレイモジュール、デューティー液晶ディスプレイモジュール、システム液晶ディスプレイモジュール、結晶太陽電池、薄膜太陽電池、CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、衛星放送用部品、高周波モジュール、LED、光ピックアップ、光通信用部品等の電子部品

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	エレクトロニクス機器	電子部品	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高					
外部顧客への売上高	480,350	261,251	741,601	-	741,601
セグメント間の内部 売上高又は振替高	96	131,095	131,191	131,191	-
計	480,446	392,346	872,792	131,191	741,601
セグメント利益	22,365	6,387	28,752	6,228	22,524

(注) 1 セグメント利益の調整額 6,228百万円には、セグメント間取引消去2,536百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 7,042百万円が含まれている。全社費用は、主に基礎的研究開発費及び親会社の本社管理部門に係る費用である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成21年3月27日企業会計基準第17号)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年3月21日企業会計基準適用指針第20号)を適用している。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	928円46銭	1株当たり純資産額	949円19銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失()	22円90銭	1株当たり四半期純利益	9円71銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	9円07銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。</p>			

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失()		
四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	25,203	10,687
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	25,203	10,687
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,100,467	1,100,403
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	5
(うち社債発行費償却等(税額相当額控除後) (百万円))	-	(5)
普通株式増加数(千株)	-	79,018
(うち新株予約権付社債(千株))	-	(79,018)

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

シャープ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 研 了 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に関する注記として下記事項が記載されている。

1. 会社は、100%出資子会社であるシャープディスプレイプロダクト株式会社との間で締結した吸収分割契約に基づき、大阪府堺市に建設中の液晶工場における大型液晶パネル及び液晶モジュールの製造・販売に関する事業を、平成21年7月1日付で同社に承継している。
2. 会社は、平成21年7月30日開催の取締役会において、ソニー株式会社との間で大型液晶パネル及び液晶モジュールの製造・販売事業に関する合弁契約を締結することを決議し、同日締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

シャープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 公江 祐輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成本 弘治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。